

●事例紹介● 大学院社会学分野の単位互換制度

高田 昭彦
(成蹊大学文学部教授)

一 はじめに

社会学分野の大学院で、単位互換制度が始まったのは、一九九七年四月である。二〇〇六年度は、一三三大学の二五専攻が参加している(表1参照)。単位互換の事務局となる幹事校は、正・副の二校から成り、今年度は正幹事校が成蹊大学、副幹事校が東洋大学となっている。なお現在の副幹事校は、次年度の正幹事校になる。

二 発足の経緯

このような大規模な単位互換を必要としたのは、一つに

は社会学という学問の特性による。社会学は、法学、政治学、経済学など固有の領域をもつ学問というよりも、それらの領域を横断しながら多面的に社会を捉える学問である。そして学問としてのアイデンティティは、そのパースペクティブと方法論にある。その結果、法社会学、政治社会学、経済社会学のように、分析の対象とする領域ごとに社会学は成立する。社会の進展によって問題とされる領域が拡大し増大していけば、産業社会学、科学社会学、福祉社会学、医療社会学、環境社会学などが新たに生まれてくる。要するに社会学は、研究対象とする領域の拡大に応じて、様々に専門分化していくのである。

一方、社会学の研究者を養成する大学院の研究科には、社会学を専門とする研究者は四ないし五人、多くても一〇

人というところである。これでは一つの大学院が多様に分散した社会学の諸領域すべてをカバーするということができない。また特定領域の優れた研究者が複数の大学に分散していることも多い。ある特定の領域で博士論文を書くこと

を同時に実現すべく、社会学分野での大学院間の単位互換制度は誕生した。

としている学生にとって、これら複数の研究者に師事できれば最高だろう。こうした大学院側の想いと学生側の想い

を進めていくために、最初に私立大学四校によるインフォーマルな意見交換会がもたれたのが、一九九五年一月。それに国立大学が加わって、私立大学八校と懇談会がもた

れたのが、一九九六年三月。さらなる呼びかけによって私立大学一三校と国立大学四校に拡大し、それらの大学の参加による懇談会で、「大学院社会学分野の単位互換制度に関する運営協議会準備会」を発足させたのが、

同年四月。準備会事務局は法政大学社会学部船橋研究室に置かれた。以後文部省と、単位互換協定の授業料の取り扱いについて協議を重ね、一九九七年一月、「大学院社会学分野の単位互換制度に関する運営協議会」の設立総会を開き、協定書及び関連文書の最終確認を行った。ここに

表1 単位互換制度加入大学一覧

茨城大学大学院人文科学研究科
大妻女子大学大学院人間関係学研究科
駒澤大学大学院人文科学研究科社会学専攻
埼玉大学大学院文化科学研究科
淑徳大学大学院総合福祉研究科社会学専攻
成蹊大学大学院文学研究科社会文化論専攻
専修大学大学院文学研究科社会学専攻
創価大学大学院文学研究科社会学専攻
千葉大学大学院文学研究科人文科学専攻(廃止まで存続)
千葉大学大学院人文社会科学研究科公共研究専攻・総合文化研究専攻
中央大学大学院文学研究科社会学専攻・社会情報学専攻
都留文科大学大学院文学研究科社会学地域社会研究専攻
東京外国語大学大学院地域文化研究科
東京国際大学大学院社会学研究科応用社会学専攻
東洋大学大学院社会学研究科
東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科福祉社会システム専攻
常磐大学大学院人間科学研究科
日本女子大学大学院人間社会研究科現代社会論専攻
法政大学大学院社会科学研究科社会学専攻
武蔵大学大学院人文科学研究科社会学専攻
明治学院大学大学院社会学研究科社会学専攻
明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻
立教大学大学院社会学研究科社会学専攻
立正大学大学院文学研究科社会学専攻
流通経済大学大学院社会学研究科社会学専攻

大学院社会学分野の単位互換制度は発足した。

三 社会学分野における単位互換制度の特徴

この社会学分野における単位互換制度の特徴は、まず国公立二三校の大学院が参加する包括協定であり、規模が大きいことが挙げられる。第二に、学問分野としては社会学を中心にしているが、各大学の判断で関連する領域、例えば社会心理学、マス・コミュニケーション論、社会情報学、社会福祉論、文化人類学なども含む幅広いものになっている。

第三は、参加大学間交流が完全な「平等互恵の精神」に基づいていることである。まず資格面において、国公立大学と私立大学の間には差はない。また私立大学間の差もない。つまり単位互換制度に関する協定書に署名している大学院の学生は、協定書に署名しているどの大学院の授業でも受講することができる。その学生を「特別聴講学生」と呼ぶ。

また金銭面においても、大学間に差はない。「特別聴講学生の入学料、検定料、授業料については、相互に不徴収とする」(協定書第四条)と規定されている。

さらに単位面においても、大学間に差はない。就学の結

果取得した単位は、特別聴講学生の所属大学院の単位として(一〇単位を上限として)そのまま認められる。これはこの制度をスタートさせた人々の、文部省とのまた各大学との粘り強い交渉の賜物と言える。

四 単位互換制度の実態

ではどうすれば特別聴講学生になれるのか。その手順を追ってみよう。

まず他大学院の「開講科目一覧表」(その年度の正幹事校が各大学から開講科目の情報を受け取り、集計したものを各大学に再発信する)を見て、学生各自が聴講したい授業科目を決める。

所属大学院の指導教授の承認を得た上で、「大学院相互単位互換協定に基づく特別聴講願」を所属大学院と受入大学院に提出する。

受入大学院は、「正規の授業にさしつかえないかぎり、特別聴講学生としての受入れを許可する」(協定書第二条)。そして「特別聴講学生が、受け入れ先大学院において単位を修得したときは、所属大学院の課程の修了に必要な単位として認められる」(協定書第三条)。

これで完了である。但し受け入れられない場合もある。

一つは、担当教員が拒否した場合である。すなわち「各大学院の授業担当教員は、当該年度における適正な授業規模の維持などの合理的理由がある場合は、他大学院からの聴講希望者を断ることができる」(細則第四条)。もう一つは、聴講を希望した授業が開講されなかった場合である。すなわち「本制度の対象となっている開講科目に、自校大学院学生の受講希望がない場合は、他大学院学生からの聴講希望がある場合でも、当該大学院の判断によって、その年度の開講を取り止めることができる」(申し合わせ事項の五)。

前者のように担当教員が受講を拒否した場合はほとんど聞かないが、後者のように自校の大学院生が選択しないため開講されないという場合は、比較的少数数の大学院では起こり得る事態である。

五 単位互換制度の運営上の問題とそれらへの対応

では実際に単位互換制度はどのように運営されているのか。まず利用人数を見てみよう。二〇〇五年度の実績では、単位互換制度を利用した人数は八人、利用した科目数は一六科目であった。その内訳は、埼玉大学から東京外語大学へ一人、同じく武蔵大学へ一人、東洋大学から茨城大学へ一人、法政大学から明治大学へ一人、同じく明治学院大学

へ一人、立教大学から東京外語大学へ一人、同じく明治大学へ一人、明治大学から立教大学へ一人の計八人である。表2の「単位互換制度利用状況」を見ると、二〇〇四年度と二〇〇五年度が特に減り気味であることがわかる。

この減少傾向への対応としては、まず大学院生にこの制度を熟知させ、それからそれを利用するようにプッシュする必要があると思われる。具体的な取組としては、前者では、大学院ガイダンスや修論発表会で周知させるとともに、関係学会のニュースレターに載せる。後者では、教員間の個人的ネットワークを用いて大学院生に積極的に他の教員の授業を受講することを奨励する。この後者のやり方が最も効果的であることは経験上わかっている。そしてこの制度の利用を奨励することは、われわれ社会学の教員の責任であろう。

次に、単位互換制度への参加大学の推移を見てみよう。一九九七年に一七大学

表2 単位互換制度利用状況

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
利用状況人数(人)	17	22	16	20	23	19	20	11	8
利用状況科目数(科目)	20	23	17	26	25	27	38	13	16

よって出発して以来、一九九八年には立正大学、都留文科大学、創価大学が、一九九九年には淑徳大学、明治学院大学が、二〇〇〇年には明治大学が、そして二〇〇五年には大妻女子大学が新規加盟した。一方、筑波大学は二〇〇二年に脱退している。そして現在は二三大学となっている（表1参照）。参加大学の数は徐々に広がってきていると言えるが、それをさらに増やしていくことが、この制度を支えている教員の使命だろう。特にまだ参加していない大手の東京大学や早稲田大学などに、単位互換の趣旨を理解してもらうことが大切である。そういう大学でも、社会学の全領域はカバーしていないし、教員数も限られているのだから。

第三に、この制度を支えている事務局体制を見てみよう。現在は、公私立大学二校が二年任期で正・副の幹事校をやり、国立大学一校が五年任期で、新規加盟校登録や規約改正時の文部科学省との折衝役を担当する幹事校をしている。正幹事校は、開講科目一覧表をつくり、当該年度の利用户数と利用科目を集計し、年に一度の総会を運営する他、新規加盟希望校の受入れ業務や改正すべき規約の検討などを行う。

しかし国立大学が独立行政法人となった現在、文部科学省と国立大学という関係が、他の私立大学と同列の関係に

なりつつある。すると文科省との折衝を特に国立大学が行う必要はなく、さらに言えば、将来大学間協定について文科省への報告すら必要ないということになる可能性もある。従って現在のように公私立大学と国立大学で任期と役割を分ける必要はなく、協定の改正が焦眉の課題となってくる。おそらく国立大学も含めて一律任期二年、正・副幹事校それぞれ一校ずつという形になると思われるが、それを実行するのは現正幹事校の仕事である。

六 おわりに

以上細々と述べてきたが、この単位互換制度は、社会学分野の研究者を目指す大学院生にとって、自分の研究を広めかつ深めるにあたって欠くことのできない制度であることは明らかだろう。また当該の大学院にとっても、研究活動のレパトリーを増やすことになる（しかも費用をかけないで）ので望ましい。さらに教員にとっても、研究熱心な、しかも今までのゼミ生とは異質な大学院生と接することは大きな刺激となる。今は立派に大学講師になっているかつての特別聴講学生を見ると、この制度はわれわれ社会学の教員がこれからも守っていかなければならない制度だと心から思う。